

生化学・免疫統合型分析装置保守点検業務委託仕様書

1 業務基準

生化学・免疫統合型分析装置保守点検業務は、生化学・免疫統合型分析装置保守点検業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき行うものとする。

2 保守対象

生化学・免疫統合型分析装置 コバス pro<503/801> + ISEneo900

- (1) コアユニット
- (2) 電解質分析用 ISE neo 900 ユニット
- (3) 生化学分析用 cobas c503 モジュール
- (4) 免疫分析用 cobas e801 モジュール

3 保守内容

(1) 定期点検

- ア 契約期間中は1年度毎に2回（純水装置は1回）、メーカーが推奨する定期点検を実施すること。
- イ 定期点検の日程は予め委託者と調整し、機器その他の付属品ともに長期使用を前提とした保守計画に則っておこなわれ、事前に点検計画を提出すること。
- ウ 通常想定される機器の部品（交換もしくは代用・代替品）は、法定耐用年数経過後5年間程度保有すること。
- エ 定期点検の作業可能日時は、平日の検査終了後のみとする。
- オ 定期点検はメーカーの定める作業手順等に基づき、対象機器の点検、調整及び部品の交換を行うこと。これに要した出張費・作業費・定期交換部品及び業務の履行に要した工具損料に係る費用は受託者の負担とする。
- カ 定期点検後は、速やかに定期点検報告書を管財・用度担当および検査部に各1部ずつ提出すること。また、点検翌日の始業時間に装置の異常が無いことを確認すること。
- キ 当センターの監督員が定期点検報告書を確認・承認することによって作業完了とする。

(2) 電話対応及び訪問修理

- ア 年中無休の24時間障害支援体制が整備されていること。
- イ 障害発生時には、専門スタッフの電話による緊急対応と、技術スタッフの来院による復旧作業が常時、迅速に対応できる体制であること。
- ウ 訪問修理対応後は、速やかに作業報告書を管財・用度担当および検査部に各1部ずつ提出すること。
- エ 障害発生時の対応に要した以下の費用は受託者の負担とする。

- (ア) 出張費（土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 8 時 0 0 分の間に提供されたものに限る。）
- (イ) 作業費（土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 8 時 0 0 分の間に提供されたものに限る。）
- (ウ) 交換部品に係る費用
- (エ) 業務の履行に要した工具損料

4 適用除外事項

以下の費用は委託者の負担とする。

- (1) 試薬その他の消耗品
- (2) 無停電電源装置のバッテリー交換
- (3) 純水装置のフィルター交換
- (4) プリンターのインク交換
- (5) 取扱説明書に記載された使用方法または注意事項を逸脱した取扱いにより発生した障害の復旧に要した費用

5 資格要件

受託者は以下の資格を有していなければならない。

医療機器修理業許可 特管第 8 区分：検体検査用機器関連

6 その他

- (1) 本件業務の履行に関わる受託者の要員が当センターに立ち入る際は、名札を着用させること。
- (2) 火気、揮発性のもの、工具などの使用にあたっては、放置することなく委託者の指定する場所に置くこと
- (3) 本仕様書に定めのない事項は双方別途協議のうえ決定する。